

○環境省告示第百十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）別表第四の備考4及び5の規定に基づき、環境大臣が定める湖沼及び海域を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年八月九日

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の備考4及び5に規定する環境大臣が定める湖沼及び海域

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の備考4及び5の環境大臣が定める湖沼及び海域は、昭和六十年五月環境庁告示第二十七号（窒素含有量又は燐^{りん}含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件）に規定する湖沼及び平成五年八月環境庁告示第六十七号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域を定める件）に規定する海域とする。